

第 1 章 計画策定の趣旨と基本的な方針

1 計画策定の背景と目的

- ・ 空家等の件数は年々増加傾向にあり、その中でも適正に管理されていない空家等が生活環境に影響を及ぼしている。
- ・ 空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため計画を策定する。

2 計画の位置づけ

- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第 6 条第 1 項に基づく「空家等対策計画」であり、国の基本方針に即して策定する。

3 計画期間

- ・ 令和 3 年度 ～ 令和 7 年度 (5 年間)

4 計画の対象

- ・ 法第 2 条第 1 項で規定する「空家等(法第 2 条第 2 項で規定する「特定空家等」を含む。)」とする。なお、本市が所有又は管理する空家等についても、対策上必要な場合は対象とする。
- ・ 市内全域を対象地区とする。

第 2 章 空家等の現状と課題

1 空家等の現状

- ・ 人口と世帯数については、減少が見込まれる

	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
人口 (人)	29, 083	26, 034	23, 035
世帯数 (世帯)	11, 894	10, 992	10, 173

(国勢調査)

2 空家等の調査

- ・ 現地調査の結果
水道の利用実態がない建物情報を基に、現地にて外観を観察し、居住の実態がないと思われる建物を調査した結果、689 件の空家等を確認した。
- ・ アンケート調査の結果
現地調査により把握した空家等の所有者等と思われる対象者 408 件に対し、アンケートを送付し、174 件の回答を得た。
- ・ 今後、解体や売却をしたいとする割合が 6 割以上となっている。
- ・ 解体を支援する助成制度を望む回答が多い。

3 空家等に関する課題

- ・ 空家等の適切な管理は、所有者の責務であるが、遠方に居住している、相続登記がなされていないなど、空家等を放置している場合がある。

- ・ 空家等が放置されると、倒壊事故や部材の飛散事故が発生するといった近隣への悪影響が考えられる。
- ・ 地域全体への悪影響、地域活力の低下、多様な問題を抱える状況が顕在化する。

第3章 空家等の対策

1 適切な管理の促進

- ・ 所有者等の当事者意識の醸成を図る。
- ・ 所有者等が相談できる窓口を設置する。
- ・ 空家等の除却(解体)する所有者に対し、費用の一部を助成する制度を検討する。

2 流通・利活用の促進

- ・ びばい空き家バンクの利用を促進する。
- ・ 修繕や改修による利活用について検討する。

3 特定空家等への対応

- ・ 北海道及び道総研建築研究本部の作成した判定基準を活用し、判断基準とする。
- ・ 国のガイドラインを参考に措置を行う。

4 対策の実施体制

- ・ 美唄市空き家等対策庁内検討委員会により、各課が連携し、横断的な協力体制で行っていく。
- ・ 関係機関との連携協力を行う。

第4章 その他空家等対策の実施に関し必要な事項

1 計画における目標値及び達成状況の評価

令和7年度までの目標を定める。

- ・ 空家等の除却を50戸行う。
- ・ びばい空き家バンクに登録した物件を10戸成約する。

2 地域での空家等対策の検討と情報の共有

- ・ 美唄市空家等対策協議会での検討状況や空家等の情報に関し、必要に応じ広く公開する。

3 他法令との連携

- ・ 建築基準法、災害対策基本法など、それぞれの法律の目的の範囲で、必要な措置を講じることが可能なこともあるため、内部部局の連携を密に図る。

4 計画の変更

- ・ 地域情勢の変化、目標の達成状況の評価等必要に応じて随時変更する。

空家に関する相談窓口・空家等対策計画に関すること

美唄市役所都市整備部都市建築住宅課都市建築係 電話 0126-63-0139